

青少年のインターネット適正利用に関する広報・啓発について

1 要旨・目的

青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止するため、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期と考えられる春の進級・進学時期にあわせ、こども家庭庁が主唱している「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）に呼応し、講習会の開催や啓発リーフレットの配布など広報・啓発を実施する。

2 現状・背景

青少年のインターネットやスマートフォンの利用が進む中、その不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害したり、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が発生している。

このため、毎年度、インターネットの適正利用に関する広報啓発活動を実施している。

また、フィルタリングの利用促進など青少年のインターネット利用環境の整備を図るため、昨年10月に広島県青少年健全育成条例を改正し、令和7年1月1日から施行している。

3 概要

- (1) 実施主体 広島県ほか
- (2) 実施期間 2月～5月
- (3) 場 所 県内全域
- (4) 実施内容

ア インターネット適正利用に関するリーフレットを県内の新小学4年生全員（約3万人）に配布し、保護者とともにインターネットの適正利用について考えてもらう（4月）。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/519028.pdf>

イ 「SNSセミナー」を総務省中国総合通信局及び広島市等と共催

- ・開催日時：令和7年3月2日（日）14：00～16：00
- ・参加方法：来場（広島市東区地域福祉センター）またはオンライン視聴
- ・内 容：

【講演】「スマホ時代のこどもたちのために」

講師：一般社団法人ソーシャルメディア研究会

甲南女子大学文学部日本語日本文化学科 講師 富田 幸子 氏

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/605736.pdf>

ウ フィルタリングの利用促進に係る取組

携帯電話事業者及び販売店の協力を仰ぎ、保護者又は青少年に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪の誘発や被害を受けるおそれがある点やフィルタリングの適正利用等について周知・説明（通年）。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/600024.pdf>